

4月から 公共施設の予約システムが始まります

4月8日(金)からパソコンや携帯電話でインターネットを使って、公共施設の空き状況の確認や仮予約、予約した内容の確認などを行うことができます。

仮予約開始日や仮予約のできる部屋・回数・対象月などは施設ごとに異なります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。



予約の流れ(システム利用の場合)

①利用登録(無料)

利用したい施設へ行き、右表の施設区分ごとに事前に利用登録をし、利用登録番号を取得(本人確認書類必要)
※空き状況の確認のみの場合は登録不要



②仮予約または抽選の申込み

インターネットまたは窓口のいずれかで利用したい施設の仮予約または抽選の申込み
※仮予約できる内容は施設ごとに異なります。
詳しくは各施設へお問い合わせください。



③申請手続き

予約が確定した施設で利用料を支払い、許可書の受領



④予約日に利用

予約システムの対象施設

区分	施設名：受付・問合せ(休業休館日を除く)
1	<ul style="list-style-type: none"> ●鶴瀬公民館：☎049-251-1140 ※鶴瀬コミュニティセンターの受付は鶴瀬公民館 ●南畑公民館：☎049-251-5663 ●水谷公民館：☎049-251-1129 ●水谷東公民館：☎048-473-8717 ●みずほ台コミュニティセンター：☎049-254-2221 ●針ヶ谷コミュニティセンター：☎049-251-8478 ●ふじみ野交流センター：☎049-261-5371 ●鶴瀬西交流センター：☎049-251-2791 ●サンライトホール：☎049-252-2331 ●南畑ふれあいプラザ ※受付は南畑公民館(☎049-251-5663) 利用登録は産業振興課(☎049-251-2711)
2	●ピアザ☆ふじみ：☎049-257-6446
3	●健康増進センター：☎049-252-3771
4	●市民福祉活動センターぱれっと：☎049-255-6610
5	●市民文化会館キラリ☆ふじみ：☎049-268-7788 ※スタジオのみ仮予約可能。そのほかは空き状況確認のみ
6	●市民総合体育館：☎049-251-5555 ●運動公園 ●第2運動公園 ●びん沼公園 ※上記公園の受付は市民総合体育館



パパ・ママ応援ショップ優待カードが新しくなります

問合せ／子育て支援課 ☎204

県では、子育て家庭を応援するため、協賛店舗による優待制度を実施しています。「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を県内の各協賛店舗で提示すると割引などのサービスが受けられます。

現在のカードの有効期限は3月31日です。4月以降使用できる新しいカードを配布します。

最新の協賛店舗の情報は「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」で検索できます。



配布日／3月22日(火)以降
対象／中学生までのお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭
配布場所／子育て支援課、出張所、健康増進センター、子育て支援センター
※市内小中学校、特別支援学校、みずほ学園、保育所(園)等、幼稚園にお子さんがいるご家庭には施設をとおして配布します。
※4月から全国の協賛店舗で順次利用できるようになります。

年度末と年度初め 市役所の土曜開庁

3月26日(土)・4月2日(土)午前8時30分～午後5時15分

就職や転勤、就学などで異動する方が多い年度末や年度初めに合わせて、臨時土曜開庁を行います。
通常の土曜開庁に障がい福祉課・高齢者福祉課・水道課・学校教育課を追加して開庁します。

開庁場所／市役所本庁舎1階

開庁課	主な取扱業務
市民課 ☎306・308	<ul style="list-style-type: none"> ●住民異動の届出(転入、転出、転居など) ●特別永住者証明書に関する手続 ●戸籍に関する届出(出生、婚姻、離婚、死亡届など) ●印鑑登録 ●住民票、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書などの発行 ●パスポートの交付(申請は取り扱いできません) <p>※個人番号カード・住民基本台帳カード関係業務は、一部取り扱いできないものがあります。</p>
保険年金課 ☎312・317	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険の届出(取得・喪失など) ●後期高齢者医療の届出(取得・喪失など) ●国民年金の届出(加入、資格変更、免除申請など)
税務課 ☎349・353	<ul style="list-style-type: none"> ●課税証明書、非課税証明書、評価証明書、公課証明書などの発行 ●土地・家屋台帳および公図の閲覧 ●原付バイクなどの登録・廃車 ●市民税、固定資産税などの市税に関する相談
収税課 ☎360・365	<ul style="list-style-type: none"> ●税の納付および納税相談(市税、国民健康保険税) ●納税証明書の発行
子育て支援課 ☎341	<ul style="list-style-type: none"> ●こども医療費、ひとり親家庭等医療費の申請受付 ●児童手当、児童扶養手当の申請受付
保育課 ☎324	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所・放課後児童クラブなどの入退所の申請受付 ●保育料、放課後児童クラブ保護者負担金の納付および納付相談 <p>※保育所などの入所申請は、後日面談が必要な場合があります。 ※富士見市ファミリー・サポート・センターに関する手続きはできません。</p>
障がい福祉課 ☎323・327	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の申請受付 ●特別障害者手当、在宅重度心身障害者手当の申請受付
高齢者福祉課 ☎391・396	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険(取得・喪失)の届出、要介護認定の申請受付、介護保険料の納付) ●高齢者向けサービスの相談
水道課 ☎503・508	<ul style="list-style-type: none"> ●水道料金の納付 ●転入時の使用開始、転出時の使用中止の受付 (分館2階の水道お客様センターで受け付けます)
学校教育課 ☎623・626	<ul style="list-style-type: none"> ●転入、転居に伴う学校への手続き(本庁舎1階の窓口で受け付けます)

※ほかの市区町村などへの確認が必要な場合、手続きできないことがあります。
詳しくは事前に担当課へお問い合わせください。

市役所土曜開庁(通常の土曜開庁)と業務時間延長
土曜開庁／3月5日(土)午前8時30分～午後0時30分
業務時間延長／毎週木曜(祝日を除く)午後7時まで

開庁課／市民課・保険年金課・税務課・収税課
子育て支援課・保育課
※開庁課の主な取扱業務など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

事務所
移転

鶴瀬駅西口整備事務所が移転します

問合せ／鶴瀬駅西口整備事務所 ☎049-252-2171

鶴瀬駅西口整備事務所は4月1日から鶴瀬駅東口整備事務所内に移転します。

移転先／

富士見市鶴瀬東1-6-39

(鶴瀬駅東口整備事務所内)

※電話番号は変更ありません。



西出張所

西出張所の業務時間延長

問合せ／西出張所 ☎049-252-2331

西出張所(鶴瀬駅西口サンライトマンション1階)では、毎月最終木曜(祝日を除く)に窓口業務時間を延長しています。

実施日時／3月31日(木)午後8時まで

※主な取扱業務など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

マイナンバー

個人番号をお知らせする通知カードは届いていますか

問合せ／市民課 ☎306・307

1月から個人番号制度が始まりました。今後、社会保障や税関係の手続きで個人番号が必要となります。個人番号をお知らせする「通知カード」は書留郵便で世帯主あてに送付されていますが、郵便局の保管期限を過ぎたものは市役所で保管しています。

保管期間は3か月となりますので、まだ受け取られていない方は、早めに市民課までお問い合わせください。

個人番号カードを申請された方のカード交付について

個人番号カードの交付準備ができた方には、順次「交付通知書」と受取方法のご案内を郵送しています。

通知が届きましたら、交付通知書に記載されている交付期限までに市民課へお越しください。

受取方法など詳しくは、同封のご案内をご覧ください。



軽自動車

原付バイクなどの廃車手続きのお知らせ

問合せ／税務課 諸税係 ☎348



原付バイクなどを処分・売却などにより所有しなくなったときは、廃車手続きが必要です。軽自動車税は毎年4月1日の所有者に課税されますので、忘れずに手続きしてください。

**原付バイクなど
富士見市ナンバーの廃車手続きに必要なもの**

- ① ナンバープレート
- ② 標識交付証明書
- ③ 印鑑
- ④ 免許証

※代理人が手続きする場合は委任状が必要です。

手続き場所／税務課

富士見市ナンバー以外の廃車手続きについての問合せ

- 125ccを超えるバイクおよび普通自動車
埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所
☎050-5540-2029
- 軽自動車
軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所
☎050-3816-3111

納税

平成28年4月1日から 地方税の猶予制度 が変わります

問合せ／収税課 徴収処分グループ ☎362~365

猶予制度	要件
① 徴収の猶予 (納税者などの申請)	次のいずれかに該当するとき ● 災害、盗難、病気などにより、一時に納付することができないとき ● 事業の休廃止、事業上の損失などにより、一時に納付することができないとき ● 賦課決定などの処分の遅延のために、納税を一時にすることができないとき
② 職権による換価の猶予 (市長の権限)	次のいずれかに該当し、納税について誠実な意思を有するとき ● 財産の換価を直ちにすることにより、事業の継続・生活の維持を困難にするおそれがあるとき ● 財産の換価を猶予することが直ちにその換価をすることに比べて、徴収上有利であるとき ※ほかに滞納がある場合は、申請を却下する場合があります。
【平成28年4月新設】 ③ 申請による換価の猶予 (納税者などの申請) 申請期限／ 納付期限から6か月	

※富士見市税条例では、税額が100万円を超え、かつ猶予期間が3か月を超える場合は、原則担保が必要です。

猶予制度の概要

① 徴収の猶予
納税者や生計を一にする親族が災害、盗難、病気などにより税金を納付できないときに納税者などの申請により納税を一定期間猶予する制度

② (職権による)換価の猶予
事業の継続・生活の維持を困難にする恐れがある場合などに職権により猶予する制度

③ (申請による)換価の猶予
地方税法の改正により4月1日から開始される制度です。これまで職権でしか行えなかった「換価の猶予」が、納税者などの申請によっても可能となります。

詳しくは、お問い合わせください。

夜間、土曜開庁の納税・相談のお知らせ(場所・収税課)

夜間納税・相談／
毎週木曜午後7時まで(祝日を除く)
土曜納税・相談／
原則毎月第1土曜午前8時30分～午後0時30分



見集
意募

パブリックコメント(市民意見提出手続)を実施します 富士見市自転車の安全な利用の促進に関する条例(案)について

問合せ/交通・管理課 ☎433

県内では自転車乗車中の死者数が、平成27年中42人で全国ワースト3位となるなど、自転車が関係する交通事故が多発しています。市では、悲惨な自転車事故を減らし、条例制定により自転車安全利用の推進を図るため「富士見市自転車の安全な利用の促進に関する条例(案)」を作成しました。

この条例(案)について、市民の皆さんから意見を募集します。

募集期間

3月1日(火)～31日(木)

意見の提出方法

パブリックコメント記入用紙に記入し、郵送・ファックスまたは直接提出してください。
※市ホームページからも用紙の入手や意見の提出ができます。

条例案の閲覧と用紙の配布

市役所本庁舎1階「市政情報コーナー」、交通・管理課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ

意見の提出先

● 郵送・持参
〒354-8511(所在地は記載不要)

富士見市役所交通・管理課

● FAX 049-254-0210

● 市ホームページの応募フォームをご利用ください。

注意点

意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しません。匿名での意見は受け付けません。また、いただいたご意見に個別の回答は行いませんが、検討を終えたときは、ご意見の内容とそれに対する市の検討結果と理由を公表します。

交通ルールを守り
安全運転を心がけ
ましょう



賃貸住宅の退去時の原状回復トラブルが増えています 困ったときは、すぐにご相談ください!

消費生活
相談

問合せ/消費生活相談 ☎049-252-7181

賃貸住宅の入居時に納める敷金は、退去時に家賃滞納や原状回復費用を差し引いて、借主に返還するものと考えられています。

借主は退去する際に原状回復義務がありますが、通常使用で生じた損耗や経年劣化は、貸主に修繕する義務があるとされています。しかし、退去時に敷金を超える原状回復費用を請求されたなどのトラブルが発生しています。

【相談事例】

4年間住んでいた賃貸マンションを先日退去した。入居時に敷金1か月分を預けているが、クリーニング費用、クロスやクッションフロアの張り替えなど原状回復費用として24万円かかると言われ、敷金との差額を請求された。

壁や床など破損させたものはなく、普通に使用していたが、支払わなければならないのか。

借主が負担しなくてよい例(国のガイドラインによる)

- 家具による床やカーペットのへこみ
- 日焼けによる畳・フローリング・クロスの変色

● 専門業者のハウスクリーニング(借主が通常の掃除を行っていた場合)

● 鍵の交換(鍵を破損や紛失していない場合)など

※国土交通省では「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成しています。法律的な強制力はありませんが、原状回復の考え方が参考になります。詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

【消費者へのアドバイス】

① 契約するときに退去時の「修復の範囲」や「敷金の返還条件」などで不利な条項や特約がないか確認しましょう。

② 入居時と退去時に当事者が立ち会って室内の現状を確認しましょう。

③ 原状回復費用の内訳を出してもらい、説明を求めましょう。

④ 修繕に係る費用が高額だと感じた場合は、複数の業者から見積もりを取るよう貸主に依頼しましょう。

⑤ 話し合いによる解決が難しい場合、民事調停や小額訴訟などの手続きもあります。

上下水道

上下水道に異常があるときに 3月の当番店

問合せ／水道課 ☎525 下水道課 ☎427

宅地内で突発的な漏水や下水管のつまりなどが発生したときは、市が指定する下記の当番店または管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください(修理代自己負担)。

※工事店の都合により、当番店が変更することがあります。
※マンション・アパートなどは管理者へ連絡してください。

3月 当番予定表

日	曜日	工事店名	電話番号	日	曜日	工事店名	電話番号
1	火	協和工業(株)	049-252-2188	16	水	(株)三栄工業	049-251-0719
				17	木		
2	水	(有)齊藤水道工業所	049-251-1363	18	金	(有)吉見水道	049-251-8387
3	木			19	土		
4	金	岩田工業所	048-472-1026	20	祝	(有)三枝鉄工所	049-254-2036
5	土			21	振		
6	日	(有)富田設備工業所	049-251-1046	22	火	(有)中川建設	049-261-0574
7	月			23	水		
8	火	(有)細谷管工	049-251-1479	24	木	(株)藤島工業所	049-262-2928
9	水			25	金		
10	木	(有)神保水道	049-253-3515	26	土	(有)秋山設備	049-251-5794
11	金			27	日		
12	土	(有)武井設備	049-258-3525	28	月	(有)松崎工業所	049-251-3961
13	日			29	火		
14	月	(有)篠田設備	049-252-0858	30	水	(有)高野水道工業所	049-251-3937
15	火			31	木		

管工事業協同組合事務所

☎049-255-5611 (月～金曜午前9時～午後4時)

給水工事 事業者

市指定給水装置工事業業者(新規・変更)

問合せ／水道課 ☎525

給水装置工事業業者	区分	住所・電話番号
(株)アクアサービス	新規	大阪府豊中市庄内栄町4-5-7 ☎06-6335-1211
三菱電機システムサービス(株) 川越サービスステーション	新規	ふじみ野市鶴ヶ岡1-23-2 ☎049-263-9955
(有)武蔵野設備工業	新規	ふじみ野市駒西11-6-5 ☎049-266-6743
(株)福田設備工業	新規	加須市中種足1529 ☎0480-73-2848
(株)日武設備	新規	川越市大字古谷本郷604-1 ☎049-235-0065
協栄設備(株)	変更前	富士見市羽沢3-13-6
	変更後	富士見市大字鶴馬2002-1 ☎049-255-8076
(有)平成開発工業	変更前	富士見市大字水子1896-1
	変更後	富士見市大字水子2855-1 ☎049-255-0355

下水道

下水道課からのお知らせ

問合せ／下水道課 ☎427

平成28年度に公共下水道が使用 できるようになる区域

大字勝瀬・水子・上南畑・下南畑・南畑新田・鶴瀬西2丁目
の各一部です。対象の方には、
公共下水道供用開始通知を郵送
します。

排水設備(水洗化)工事のお願い

公共下水道が使用できるよう
になった区域の方は、早めに市
指定下水道工事店に依頼し、公
共下水道への接続をお願いしま
す。また、すでに公共下水道が

下水道事業受益者負担金

使用できる区域で公共下水道へ
の接続が済んでいない方は、早
急に接続工事をお願いします。
※市指定下水道工事店は、市ホ
ームページをご覧ください。
い合わせください。

公共下水道が整備されると、
快適で住みよい生活環境となり
ますが、こうした恩恵を受けら
れるのは、不特定多数の方が利
用できる道路や公園と違って、
公共下水道が整備された区域の

方に限られます。そこで、公共
下水道の整備により直接利益を
受ける方に建設費用の一部を負
担していただくのが「受益者負
担金」です。この受益者負担金
は、都市計画法や条例に基づき
実施しています。

対象となる方には、4月に申
告書や資料をお送りしますので
ご協力をお願いします。

平成28年度の対象地域

大字水子・上南畑・下南畑・南
畑新田・鶴瀬西2丁目の各一部

正しい下水道の使い方にご協 力ください

下水道に油やごみを流すと、
下水道管が詰まる原因となり
ます。

台所は：野菜くずやごはんの
残り、天ぷら油などの食用廃
油を流さないようにしましょう。

洗濯は：洗剤はできるだけ天
然のものを使い、多量に使わ
ないようにしましょう。

飲食店は：油脂阻集器をこま
めに清掃しましょう。